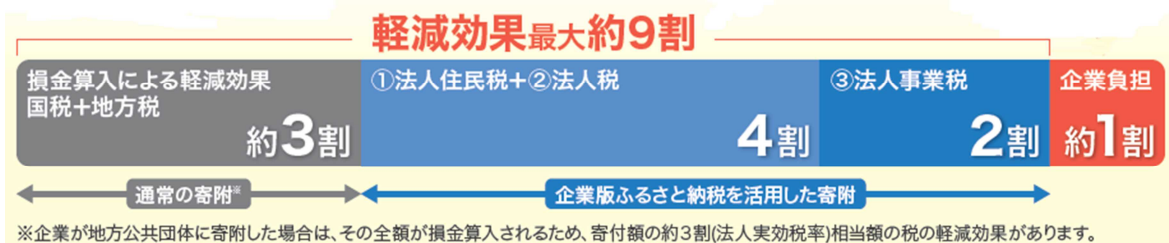


箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例 の制定について

- ◆ 企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)制度は、市が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して、企業(本社が市外に所在する法人)が寄附を行った場合、最大9割の税軽減効果があるものです。
- ◆ 同制度では、原則的に寄附をいただいた当該年度の事業に寄附金を充てることとなっていますが、「箕面市まち・ひと・しごと創生基金」を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てるのが可能となります。
- ◆ 今後、市は、同制度を活用したご支援を企業にお願いしていくとともに、いただいた寄附金を柔軟に、最大限活用して、地方創生プロジェクトに取り組みます。

1 企業版ふるさと納税制度とは

・企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)制度とは、市(町村)が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して、企業(本社が市外に所在する法人)が寄附を行った場合、最大約9割の税制上の優遇措置を受けることができる制度です。



・本市においては、令和3年3月31日、上記地域再生計画について国の認定を受け、同制度を活用できることとなりました。

【本市が取り組む地方創生プロジェクト】

健康寿命の延伸／文化芸能・国際交流の振興／ベンチャー企業の誘致・創業支援／
豊かな自然環境の活用と環境保全の実現／鉄道・バスなどの公共交通の実現

※本社が箕面市に所在する企業は本制度の対象となりません。

※寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

2 基金設置のメリット

- ・同制度では、原則的に寄附をいただいた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附金を充てることとなっていますが、「箕面市まち・ひと・しごと創生基金」を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、同基金の設置(基金条例の制定)を提案するものです。
- ・同制度による制度上の優遇措置の適用期限は令和6年度までですが、基金を設置することで、令和7年度以降に実施する地方創生プロジェクトにも寄附金を充てることが可能となります。

3 施行期日

公布の日

4 参考

○企業版ふるさと納税とふるさと納税(個人版)の違い

	企業版ふるさと納税	ふるさと納税(個人版)
目的	箕面市を応援したい、企業の地域貢献	箕面市を応援したい、個人の気持ち
寄附者	企業(寄附先は本社所在地以外)	個人(寄附先に制限なし)
寄附用途	上記の箕面市が取り組む地方創生プロジェクト	寄附者の希望を尊重しつつ地方公共団体が自由に活用
返礼品	なし(経済的利益の供与は禁止)	あり(市民への返礼品はなし)
寄附額	1回10万円以上	定めなし
税額控除	法人住民税、法人税、法人事業税	所得税、住民税
適用期限	令和6年度まで * 延びる可能性あり	定めなし

第 号議案

箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例制定の件

箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のように定める。

令和三年 月 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）の実施に必要な費用に充てるため、箕面市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金は、事業に関連して法人から受けた寄附金の額を予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行うための基金を設置するため、本条例を制定するものである。